

旅館業法施行条例に基づく浴槽水等の水質基準及び水質検査に関する規則の一部を改正する規則の改正概要について

千葉県健康福祉部衛生指導課

1 趣旨

水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法（平成15年厚生労働省告示第261号）の改正により、当該告示の題名が「水質基準に関する省令の規定に基づき環境大臣が定める方法」に改められた。

この改正に伴い、当該告示を引用する旅館業法施行条例に基づく浴槽水等の水質基準及び水質検査に関する規則（平成15年千葉県規則第112号。以下「規則」という。）に関し、所要の規定の整理を行った。

2 改正内容

規則第2条第1項第1号の表に規定する「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法（平成15年厚生労働省告示第261号）」の「厚生労働大臣」の部分「環境大臣」に改めた。

3 施行期日

公布の日（令和6年6月28日）から施行